

島根県民会館ホール避難口誘導灯消灯手続きのご案内

1.避難口誘導灯（以下誘導灯という）の消灯及び点灯方法

（１）誘導等の消灯は、当ホールの照明スタッフが調光室のスイッチにより、客室照明と連動させて行います。

（２）非常時には、火災報知設備の作動と連動して、自動的に誘導灯が点灯します。

（３）休憩時及び終演時には、客席照明と連動して、自動的に誘導灯が点灯します。したがって、客席照明を残したままで、誘導灯のみを消灯することは、できません。

（４）このほか、危険防止のために点灯が必要と認められる場合は、当ホールの照明スタッフが手動で点灯します。

2.消灯できる誘導灯の範囲

（１）消灯できるのは避難口誘導灯のみです。

客席誘導灯（足元灯）は、入場者の出入りの安全を確保するために必要な設備であり、当ホールでは段差のある箇所にあるため、消灯できません。

（２）入場者の客層（高齢者や子供）や公演内容によって誘導灯の消灯が危険だと認められる場合は、消灯できません。

3.消灯の単位

客席避難口誘導灯 一括

4.消灯の条件

（１）誘導灯の点灯が演出上特に障害となる時間帯に限定してください。

（２）消灯時の観客の入場等については、次の対応を行ってください。

主催者の責任において各扉に懐中電灯を所持した案内要員の配置、また入場口の制限等をして下さい。

（３）公演開始前に場内放送により、入場者に対し「開演中、非常口の誘導灯を消灯するが、非常の際には点灯する」旨を放送してください。

放送例文

「本日の公演は、演出上の都合により、開演中に誘導灯を一時消灯いたします。なお、非常の際には、誘導灯が点灯いたします、あらかじめ非常口をご確認いただきますようお願い申し上げます」

5.消灯の手続き

使用日の7日前までに、所定の「誘導灯消灯願」を提出してください。

添付書類として、「消灯タイムスケジュール」「人員配置計画書」が必要となります。